



あなたは準備万全？

難病患者の皆さまへ

～災害発生時に備えてチェックをしましょう！～

大阪府の療養生活調査の結果、患者さんの80%が、お住まいの地域の避難所を知っていました！

□ その1：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを見て、避難経路も確認しておきましょう。
可能であれば、実際に行って設備なども確認しておきましょう。
避難の際に協力者が必要な場合は、協力を得られるよう準備しておきましょう。

□ その2：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なのは、お薬や処置に必要な物品です。内服薬の優先順位や薬が確保できない場合の対処法などを、担当医と相談しておきましょう。

準備する物品の例

基本的な持ち出し物品	<input type="checkbox"/> 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、通帳、印鑑 など <input type="checkbox"/> 非常食、飲料水(ペットボトル)、薬(数日分)、お薬手帳(コピーや電子版でも可)、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、携帯用充電器、衣類(下着やセーター、ジャンパー類等)、靴、軍手、ヘルメット(帽子)、マスク、洗口液、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に利用できます) など
患者さんの状況に応じて持ち出す物品	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 <input type="checkbox"/> 毛布や携帯用カイロなどの生活用品(体温調節用) <input type="checkbox"/> 処置に必要な医療物品 など

□ その3：大阪府防災情報メールを知っている(登録している)

登録した地域の避難勧告などのメールを受け取れるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その4：災害用伝言サービスの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

患者さんの76%が、登録制度を「知らない」と回答しています…！

□ その5：避難行動要支援者名簿を知っている(登録している)

災害時の避難に援助を必要とする方(身体障がい者手帳所持や医療的ケアが必要な方など)が対象です。概要は裏面をチェック！

【問い合わせ先】寝屋川市保健所 保健予防課 難病担当

寝屋川市池田西町28-22 市立保健福祉センター1階
TEL：072-812-2361 FAX：072-812-2116



大阪府防災情報メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

登録のながれ

- 1 空メールを送信する
 - touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信してください。
 - 右のQRコードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。
- 2 おおさか防災ネットへの接続
 - 登録用URLや解除用URLが記載されたメールが返信されます。
 - メール本文にある[■登録]のすぐ下にある登録用URLに接続してください。
- 3 新規登録
 - URLに接続したら、新規登録の手続きをしてください。

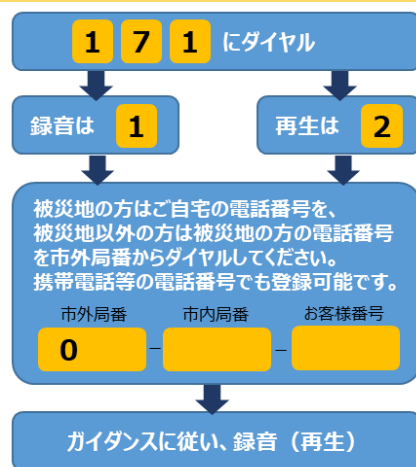


災害用伝言ダイヤル（171）

災害時に電話を利用して、被災地の方の安否情報を確認する「伝言板」です。
インターネットを利用する災害用伝言板（web171）等もあります。

体験利用日

- ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）



「避難行動要支援者名簿」について

東日本大震災の甚大な被害を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を有する方（要配慮者）のうち、**災害が発生した際に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」**を作成することが義務付けられました。

この名簿は、災害発生時または発生するおそれがある非常時には、枚方寝屋川消防組合や、民生委員・児童委員協議会等の避難支援等関係者に提供され、行政と地域が一体となって、避難誘導等の支援や安否確認を行うために使用されます。

寝屋川市で 避難行動要支援者となる方

1. 要介護3～5の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳1級または2級を所持する方
3. 療育手帳Aを所持する方
4. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

災害時の避難支援、日頃からの支援体制づくり



* 避難行動要支援者名簿についてのお問い合わせは 防災課 まで

※ 平常時は、本人の同意がある方のみ情報提供が行われます。また、災害時は、本人の同意に関係なく名簿情報が提供されます。